

尼崎市屋外広告物条例施行規則(平成21年尼崎市規則第61号)新旧対照表

改正後	現行
○尼崎市屋外広告物条例施行規則 平成21年 3 月31日 規則第61号 (この規則の趣旨) 第1条 この規則は、<u>尼崎市屋外広告物条例</u> (平成20年尼崎市条例第47号。以下「条例」 という。)第 9 条第 1 項及び第12条(条例第 13条第 3 項及び第 4 項においてこれらの 規定を準用する場合を含む。)、第12条の 2 (条例第13条第 3 項において準用する場 合を含む。)、第13条第 1 項及び第 2 項、 第18条第 1 項第 2 号及び第 4 号、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号、 第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号 イ並びに第 4 項第 1 号、第19条第 1 項(同 条第 2 項及び第 3 項において読み替えて 準用する場合を含む。)、第20条第 2 項第 1 号及び第 3 項から第 6 項まで、第21条第 2 項、第22条第 2 項、第31条第 2 項(同条 第 6 項において準用する場合及び第32条 第 5 項において読み替えて準用する場合 を含む。)、第32条第 4 項、第35条第 2 項(条 例第38条第 3 項において準用する場合を 含む。)、第38条第 1 項、第39条(条例第4 7条第 2 項において準用する場合を含む。)、第42条第 1 項第 4 号、第43条及び 第44条(条例第48条の 2 第 3 項においてこ れらの規定を準用する場合を含む。)、第4 7条第 1 項(条例第48条の 4 第 2 項におい て準用する場合を含む。)、第48条の 2 第 2 項、第49条並びに第50条の規定に基づ き、条例の施行について必要な事項を定め るものとする。 (許可の基準) 第3条 条例第 9 条第 1 項(条例第13条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)の規則で定める許可の基準は、別表	○尼崎市屋外広告物条例施行規則 平成21年 3 月31日 規則第61号 (この規則の趣旨) 第1条 この規則は、<u>尼崎市屋外広告物条例</u> (平成20年尼崎市条例第47号。以下「条例」 という。)第 9 条、第12条、第13条第 1 項 及び第 2 項、第18条第 1 項各号列記以外の 部分、第 2 号及び第 4 号、第 2 項各号列記 以外の部分、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号、第 3 項第 1 号から第 3 号 まで並びに第 4 項第 1 号、第19条第 1 項、 第20条第 3 項から第 6 項まで、第22条第 2 項、第31条第 2 項、第32条第 4 項、第35 条第 2 項、第38条第 1 項、第39条、第42 条第 1 項第 4 号、第43条、第44条、第47 条第 1 項、第48条の 2 第 2 項、第49条並び に第50条の規定に基づき、条例の施行につ いて必要な事項を定めるものとする。 (許可の基準) 第3条 条例第 9 条 ____の規則で定める許可の基準は、別表第

改正後	現行
第1のとおりとする。 〔削除〕 (許可の期間) 第4条 市長は、条例第11条第1項(条例第13条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)<u>の規定により、広告物等表示等許可(変更等許可及び更新許可を含む。以下同じ。)</u>の期間を、別表第2の左欄に掲げる広告物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の範囲内で定めるものとする。 (許可の表示) 第5条 条例第12条(条例第13条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)<u>の規定による表示は、広告物等表示等許可を受けている旨、広告物等表示等許可の番号、広告物等表示等許可の期間が満了する日を、当該表示に係る広告物等の表示面又は見やすい箇所に記載することにより行わなければならない。</u> (取付完了の届出を要する広告物等) 第6条 条例第12条の2(条例第13条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)<u>の規則で定める広告物等は、看板、広告板又は広告塔によるもの及びアーチを利用するものとする。</u> 2 条例第12条の2の規定による届出は、前項に規定する広告物等の取付けの完了後、速やかに、<u>広告物等取付完了届にその取付けた当該広告物等の状況が分かるカラー写真を添えて行わなければならない。</u>	1のとおりとする。 (取付けの完了の届出) 第4条 <u>看板、広告板若しくは広告塔による広告物又はアーチを利用する広告物について広告物等表示等許可を受けた者は、その取付けを完了したときは、直ちに、広告物等取付完了届に当該広告物等表示等許可に係る広告物等のカラー写真を添えて市長に提出しなければならない。</u> (許可の期間) 第5条 市長は、条例第11条第1項_____の<u>規定により、広告物等表示等許可</u>_____の期間を、別表第2の左欄に掲げる広告物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の範囲内で定めるものとする。 〔新設〕 (許可の表示) 第6条 <u>広告物等表示等許可を受けた者は、当該広告物等表示等許可を受けている旨、当該広告物等表示等許可の番号及び当該広告物等表示等許可の期間が満了する日を、当該広告物等表示等許可に係る広告物等の表示面又は見やすい箇所に記載して表示しなければならない。</u> 2 条例第12条ただし書の規則で定める広告物等は、<u>はり紙、はり札、立看板その他これらに類する広告物等とする。</u> 3 前項の広告物等における<u>広告物等表示等</u>

改正後	現行
<u>示等許可の期間が、30日を超え3年以内である場合にあっては当該期間が満了する日の30日前までに、30日以内である場合にあっては当該期間が満了する日の10日前までに行わなければならない。</u> 3 <u>第2条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。</u> <u>(適用除外の対象となる公共広告物等)</u> 第10条 <u>条例第18条第1項第2号の規則で定めるものは、次のとおりとする。</u> (1) <u>あらかじめ、市長に対し、表示し、又は設置することを届け出た広告物等</u> (2) <u>その表示面積が5平方メートル以下の広告物等</u> 2 <u>前項第1号の規定による届出は、公共広告物等表示等届に第2条第2項各号に掲げる図書を添えて行わなければならない。</u> (適用除外の基準) 第11条 (略) 2～9 (略) 10 <u>条例第18条第3項第6号イの規則で定める基準は、別表第11のとおりとする。</u> 11 <u>条例第18条第4項第1号の規則で定める基準は、別表第12のとおりとする。</u> <u>(適用除外の対象となる営利を目的としない広告物等)</u> 第13条 <u>条例第18条第2項第9号の規則で定めるものは、次のとおりとする。</u> (1) <u>次のいずれかに該当する広告物等で、あらかじめ、市長に対し、表示し、又は設置することを届け出たもの</u> ア <u>政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関</u>	(公共広告物等の届出) 第10条 <u>条例第18条第1項の規定による届出は、公共広告物等表示等届に第2条第2項各号に掲げる図書を添えて行わなければならない。</u> 2 <u>条例第18条第1項第2号の規則で定めるものは、あらかじめ、市長に対し、表示し、又は設置することを届け出た広告物等とする。</u> 3 <u>条例第18条第1項第2号に掲げる広告物等のうち、その表示面積が5平方メートル以下のものは、その表示又は設置をもって、同項の規定による届出がなされたものとみなす。</u> (適用除外の基準) 第11条 (略) 2～9 (略) 〔新設〕 10 <u>条例第18条第4項第1号の規則で定める基準は、別表第11のとおりとする。</u> <u>(営利を目的としない広告物等の届出等)</u> 第13条 <u>条例第18条第2項の規定による届出は、非営利広告物等表示等届に、届出をしようとする同項第9号に掲げる広告物等の見本若しくは現物又は模写図を添えて行わなければならない。</u> 2 <u>条例第18条第2項第9号の規則で定めるものは、次のとおりとする。</u> (1) <u>政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行</u>

改正後	現行
<u>する事項を表示するもの</u> イ <u>貼り紙、貼り札、広告旗又は立看板で、その表示期間が30日以内であるもの</u> ウ <u>その表示面積が、次に掲げる広告物等の区分に応じ当該(ア)又は(イ)に定める面積以下であるもの</u> (ア) <u>貼り紙及び貼り札 0.5平方メートル</u> (イ) <u>広告旗及び立看板 2平方メートル</u> エ <u>貼り紙を掲出する物件(以下「掲示板」という。)の表示に供する部分の面積が、2平方メートル以下であるもの</u> (2) <u>次のいずれかに該当する広告物等</u> ア <u>貼り紙(ウに該当するものを除く。)、貼り札、広告旗又は立看板で、その表示面又は見やすい箇所に、その表示者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び事務所の所在地)並びに連絡先並びにその表示の始期及び終期が明記されているもの</u> イ <u>掲示板のうち、その設置者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称)が明記されているもの</u> ウ <u>前号の規定による届出がなされた掲示板又はイに掲げる掲示板に表示する貼り紙</u> 2 <u>前項第1号の規定による届出は、非営利広告物等表示等届に、その届け出ようとする条例第18条第2項第9号に掲げる広告物等の見本若しくは現物又は模写図を添えて行わなければならない。</u> <u>(総表示面積に係る基準への適合が猶予される堅固な広告物等)</u> 第14条 条例第19条第1項(同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定	<u>う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するもの</u> (2) <u>表示期間が、はり紙、はり札、広告旗及び立看板にあつては、30日以内であるもの</u> (3) <u>表示面積が、はり紙及びはり札にあつては0.5平方メートル以下、広告旗及び立看板にあつては2平方メートル以下であるもの</u> (4) <u>はり紙を掲出する物件(以下「掲示板」という。)の表示に供する部分の面積が、2平方メートル以下であるもの</u> 3 <u>条例第18条第2項第9号に掲げる広告物等のうち、次の各号に掲げるものは、その表示又は設置をもって、同項の規定による届出がなされたものとみなす。</u> (1) <u>はり紙(第3号に掲げるものを除く。)、はり札、広告旗又は立看板のうち、表示面又は見やすい箇所に表示者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先並びに表示の始期又は終期が明記してあるもの</u> (2) <u>掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの</u> (3) <u>条例第18条第2項の規定による届出がなされた掲示板又は前号に掲げる掲示板に表示するはり紙</u> <u>(堅固な広告物等)</u> 第14条 条例第19条第1項 _____ _____ _____の規則で定

改正後	現行
める堅固な広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造された看板、広告板、広告塔その他これらに類するものであって、土地に固定して設置され、又は建築物その他の物件に堅固に取り付けられているものとする。 2 条例第19条第1項の規則で定める期間は、次に掲げる広告物等の区分に応じ、当該号に定める<u>期間</u>とする。 (1) <u>広告物等表示等許可</u> _____に係る広告物等で、基準日における<u>当該広告物等表示等許可</u>の残存期間が1年を超えるもの <u>当該広告物等表示等許可</u>の残存期間 (2) (略) (用途地域に関する都市計画に変更があった場合の許可基準への適合の猶予) 第15条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)に関する都市計画の変更があった際現に当該変更に係る地域において<u>広告物等表示等許可</u>を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、別表第1に規定する許可の基準に適合しなくなったものについては、当該変更があった日(以下「変更日」という。)から当該広告物等の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数をいう。以下同じ。)の満了の日までの間(変更日における耐用年数の残存期間が2年未満のものにあっては、2年間)は、同表の規定は、適用しない。 <u>(有資格者である広告物等管理者の設置を要する許可広告物等)</u>	める堅固な広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造された看板、広告板、広告塔その他これらに類するものであって、土地に固定して設置され、又は建築物その他の物件に堅固に取り付けられているものとする。 2 条例第19条第1項の規則で定める期間は、次に掲げる広告物等の区分に応じ、当該号に定める<u>とおり</u>とする。 (1) <u>この条例の規定による許可(条例第19条第1項に規定するこの条例の規定による許可をいう。以下同じ。)</u>に係る広告物等で、基準日における<u>当該この条例の規定による許可</u>の残存期間が1年を超えるもの <u>当該この条例の規定による許可</u>の残存期間 (2) (略) (用途地域に関する都市計画に変更があった場合の<u>別表第1の規定の適用除外</u>) 第15条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)に関する都市計画の変更があった際現に当該変更に係る地域において<u>この条例の規定による許可</u>を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、別表第1に規定する許可の基準に適合しなくなったものについては、当該変更があった日(以下「変更日」という。)から当該広告物等の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数をいう。以下同じ。)の満了の日までの間(変更日における耐用年数の残存期間が2年未満のものにあっては、2年間)は、同表の規定は、適用しない。 [新設]

改正後	現行
<u>第15条の2 条例第20条第2項第1号の規則で定める許可広告物等は、別表第13のとおりとする。</u> <u>2 条例第20条第2項第1号の規則で定める資格は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当することとする。</u> <u>(1) 条例第42条第1項各号に掲げる者</u> <u>(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士</u> <u>(3) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士又は同法第3条第3項に規定する特種電気工事資格者(電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。)</u> <u>(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号に掲げる第1種電気主任技術者免状、同項第2号に掲げる第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に掲げる第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者</u> <u>(有資格者による点検を要する広告物等)</u> <u>第18条 条例第21条第2項の規則で定める広告物等は、別表第13に定める広告物等で、その表示又は設置から8年を経過したものとする。</u> <u>2 条例第21条第2項の規則で定める資格は、次に掲げる者のいずれかに該当することとする。</u> <u>(1) 第15条の2第2項各号に掲げる者</u> <u>(2) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する広告物等の点検に係る技能についての講習で市長が別に定めるものを修了した者</u>	<u>(特定の広告物等における広告物等管理者の資格)</u> <u>第18条 別表第12に掲げる広告物等を表示し、又は設置する者は、次の各号のいずれかに該当する広告物等管理者を置かなければならない。</u> <u>(1) 条例第42条第1項各号のいずれかに該当する者</u> <u>(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士</u> <u>(3) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士又は同法第4条の2第1項の規定により特種電気工事資格者認定証(電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。)の交付</u>

改正後	現行
(広告景観モデル地区基本方針等の案等の公告) 第21条 条例第32条第5項において読み替えて準用する条例第31条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(3) (略) (登録に係る申請書の添付書類) 第23条 条例第35条第2項(条例第38条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (業務主任者資格認定の申請等) 第26条 [削除] 条例第42条第1項第4号の規定による認定(以下「業務主任者資格認定」という。)を受けようとする者 _____ は、業務主任者資格認定申請書に同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 2 市長は、業務主任者資格認定をしたときは、その申請を行った者に対し、業務主任者資格認定証を交付するものとする。	を受けている者 (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げる第1種電気主任技術者免状、同項第2号に掲げる第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に掲げる第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 (広告景観モデル地区基本方針等の案等の公告) 第21条 条例第32条第5項において _____ 準用する条例第31条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(3) (略) (条例第35条第2項の規則で定める書類) 第23条 条例第35条第2項 _____ の規則で定める書類は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (業務主任者の資格の認定) 第26条 市長は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施するサインボード・デザイン技能審査によるサインクリエイターの資格(市長が別に定める資格を含む。)を有する者に対し、条例第42条第1項第4号の規定による認定をすることができる。 2 前項の認定 _____ を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、業務主任者資格認定申請書に同項に規定する資格 _____ を有していることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項の認定 _____ をしたときは、その認定申請者 _____ に対し、業務主任者資格認定証を交付するものとする。

改正後	現行
(標識の記載事項等) 第27条 (略) 2 条例第43条(条例第48条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により掲げる標識は、縦、横それぞれ40センチメートル以上でなければならない。 (帳簿の備付け等) 第28条 条例第44条(条例第48条の2第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) 2 (略) 3 屋外広告業者(県知事登録屋外広告業者を含む。)は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。 (立入検査証) 第30条 条例第48条第3項(条例第48条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。 第33条 削除 (県知事登録屋外広告業者が掲示する標識の記載事項) 第34条 (略) [削除] 第35条 削除	(標識の記載事項等) 第27条 (略) 2 条例第43条_____の規定により掲げる標識は、縦、横それぞれ40センチメートル以上でなければならない。 (帳簿の備付け等) 第28条 条例第44条_____の規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) 2 (略) 3 屋外広告業者は、_____前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。 (立入検査証) 第30条 条例第48条第3項_____に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。 (県知事登録屋外広告業者が選任する業務主任者の資格の認定) 第33条 第26条の規定は、条例第48条の2第3項において準用する条例第42条第1項第4号の規定による業務主任者の資格の認定について準用する。 (県知事登録屋外広告業者が掲示する標識の記載事項等) 第34条 (略) 2 第27条第2項の規定は、条例第48条の2第3項において準用する条例第43条の規定により掲げる標識について準用する。 (県知事登録屋外広告業者が行う帳簿の備付け等)

改正後	現行
(講習科目の受講の免除等) 第38条 市長は、受講申込者が次のいずれかに該当するときは、当該受講申込者の申請に基づき、前条第3項第3号に掲げる講習科目の受講を免除することができる。 (1) <u>第15条の2第2項第2号</u>から第4号までのいずれかに該当する者 (2) (略) 2 (略) 別表第1 1 共通基準 1 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。 2 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。 3 ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な措置を講じること。 4 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は反射光の強い塗料を使用しないこと。 5 幹線道路等(平成23年尼崎市告示第431号に定める尼崎市都市美形成計画に定められた景観の届出対象となる幹線道路等をいう。以下同じ。)に接する敷地(以下「幹線道路等隣接地」という。)内において表示し、又は設置する広告物等で、電気等を利用して自ら光(反射光を除く。以下この項において同じ。)を発する部分を有するもの(以下「自光式広告物」という。)にあ	<u>第35条 第28条の規定は、条例第48条の2第3項において準用する条例第44条の規定により県知事登録屋外広告業者が行う帳簿の備付け及び保存並びに当該帳簿の記載事項について準用する。</u> (講習科目の受講の免除等) 第38条 市長は、受講申込者が次のいずれかに該当するときは、当該受講申込者の申請に基づき、前条第3項第3号に掲げる講習科目の受講を免除することができる。 (1) <u>第18条第2号</u>から第4号までのいずれかに該当する者 (2) (略) 2 (略) 別表第1 1 共通基準 1 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。 2 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。 3 ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な措置を講じること。 4 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は反射光の強い塗料を使用しないこと。 5 幹線道路等(平成23年尼崎市告示第431号に定める尼崎市都市美形成計画に定められた景観の届出対象となる幹線道路等をいう。以下同じ。)に接する敷地(以下「幹線道路等隣接地」という。)内において表示し、又は設置する広告物等で、電気等を利用して自ら光(反射光を除く。以下この項において同じ。)を発する部分を有するもの(以下「自光式広告物」という。)にあ

改正後	現行
っては、次の各号に掲げる基準に適合すること。 (1) 幹線道路等隣接地内に建築物が存する場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積(自ら光を発する部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の合計は、当該建築物の壁面で幹線道路等に面するものの面積の5分の1(都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域(これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。以下「商業系地域」という。)にあっては、4分の1)以下とすること。ただし、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計が40平方メートル以下である場合は、この限りでない。 (2) 幹線道路等隣接地内に建築物が存しない場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計は、40平方メートル以下とすること。 (3) 自ら光を発する部分の輝度は、周辺の住環境に配慮したものとするよう努めること。 (4) 画像(文字を含む。以下同じ。)を表示する機能を有する自光式広告物(60秒以上静止した画像のみを表示するものを除く。以下「可変表示式広告物」という。)にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 ア 可変表示式広告物の1方向の表示面の面積は5平方メートル以下、幹線道路等隣接地内における可変表示式広告物の表示面の面積の合計は10平方メートル以下とすること。 イ 可変表示式広告物の上端の地上からの高さは、5メートル(商業系地域にあっては、10メートル)以下とするこ	っては、次の各号に掲げる基準に適合すること。 (1) 幹線道路等隣接地内に建築物が存する場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積(自ら光を発する部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の合計は、当該建築物の壁面で幹線道路等に面するものの面積の5分の1(都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域(これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。以下「商業系地域」という。)にあっては、4分の1)以下とすること。ただし、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計が40平方メートル以下である場合は、この限りでない。 (2) 幹線道路等隣接地内に建築物が存しない場合にあっては、当該幹線道路等隣接地内に存する自光式広告物の表示面積の合計は、40平方メートル以下とすること。 (3) 自ら光を発する部分の輝度は、周辺の住環境に配慮したものとするよう努めること。 (4) 画像(文字を含む。以下同じ。)を表示する機能を有する自光式広告物(60秒以上静止した画像のみを表示するものを除く。以下「可変表示式広告物」という。)にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 ア 可変表示式広告物の1方向の表示面の面積は5平方メートル以下、幹線道路等隣接地内における可変表示式広告物の表示面の面積の合計は10平方メートル以下とすること。 イ 可変表示式広告物の上端の地上からの高さは、5メートル(商業系地域にあっては、10メートル)以下とするこ

改正後	現行
と。 6 幹線道路等隣接地内において表示し、又は設置する広告物等にあつては、その地上からの高さ1.5メートルを超える部分に点滅灯その他これに類するもの及び回転灯その他これに類するものを付帯しないこと。ただし、商業系地域において表示し、又は設置する広告物等及び病院の救急入口の表示灯その他市長が別に定める用途に供される広告物等については、この限りでない。 7 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域内の幹線道路等に20メートル以上接する敷地内に存する建築物(地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。)に表示し、又は設置する広告物等(その表示し、又は設置する期間が1月以内であるものを除く。以下この項において同じ。)の地色(文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。)については、次表の左欄に掲げる色相(日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(以下「マンセル色票系」という。)に規定する色相をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる明度(マンセル色票系に規定する明度をいう。以下同じ。)及び同表の右欄に掲げる彩度(マンセル色票系に規定する彩度をいう。以下同じ。)の基準(以下「色彩基準」という。)に適合すること。ただし、当該広告物等に係る建築物の外壁(地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。以下同じ。)の色彩、当該外壁及び屋上(地上からの高さ18メートルを超える部分にあるものに限る。)に付帯する工作物の色彩並びに当該広告物等の地色で、色彩基準に適合しないものの面積の合計が当該外壁の面積の20分の1を超えない場合又は当該広	と。 6 幹線道路等隣接地内において表示し、又は設置する広告物等にあつては、その地上からの高さ1.5メートルを超える部分に点滅灯その他これに類するもの及び回転灯その他これに類するものを付帯しないこと。ただし、商業系地域において表示し、又は設置する広告物等及び病院の救急入口の表示灯その他市長が別に定める用途に供される広告物等については、この限りでない。 7 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域及び工業地域内の幹線道路等に20メートル以上接する敷地内に存する建築物(地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。)に表示し、又は設置する広告物等(その表示し、又は設置する期間が1月以内であるものを除く。以下この項において同じ。)の地色(文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。)については、次表の左欄に掲げる色相(日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(以下「マンセル色票系」という。)に規定する色相をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる明度(マンセル色票系に規定する明度をいう。以下同じ。)及び同表の右欄に掲げる彩度(マンセル色票系に規定する彩度をいう。以下同じ。)の基準(以下「色彩基準」という。)に適合すること。ただし、当該広告物等に係る建築物の外壁(地上からの高さ18メートルを超える部分に限る。以下同じ。)の色彩、当該外壁及び屋上(地上からの高さ18メートルを超える部分にあるものに限る。)に付帯する工作物の色彩並びに当該広告物等の地色で、色彩基準に適合しないものの面積の合計が当該外壁の面積の20分の1を超えない場合又は当該広

改正後

告物等の地色部分の面積が20平方メートル以下の場合、この限りでない。

色相	明度	彩度
R、YR及びY	6 以上	3 以下
GY、G、BG、B、PB、P及びRP	7 以上	2 以下
無彩色	7 以上	—

8 条例第15条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、それぞれの住居専用地域から視認することができるものにあつては、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの(不透明なガラス板等で覆われているもの及び市長が別に定める用途に供されるもの(給油所における給油料金の表示その他市長が別に定める用途に供されるものにあつては、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。))がないことその他市長が別に定める基準に適合するものに限る。)を除く。以下「LEDサイン」という。)を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。

2 個別基準

(1) 屋上を利用するもの

区分	基準
1 広告物等の高さ	5メートル(都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては7メートル、商業系地域にあつては10

現行

告物等の地色部分の面積が20平方メートル以下の場合、この限りでない。

色相	明度	彩度
R、YR及びY	6 以上	3 以下
GY、G、BG、B、PB、P及びRP	7 以上	2 以下
無彩色	7 以上	—

8 条例第15条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、それぞれの住居専用地域から視認することができるものにあつては、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの(不透明なガラス板等で覆われているもの及び市長が別に定める用途に供されるもの(給油所における給油料金の表示その他市長が別に定める用途に供されるものにあつては、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。))がないことその他市長が別に定める基準に適合するものに限る。)を除く。以下「LEDサイン」という。)を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。

2 個別基準

(1) 屋上を利用するもの

区分	基準
1 広告物等の高さ	5メートル(都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては7メートル、商業系地域にあつては10

改正後		現行	
	メートル)以下とし、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1(商業系地域にあっては、3分の2)以下とすること(屋上構造物(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上に設けられた構造物をいう。以下同じ。)の上に設置する場合にあっては、当該屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合で、当該屋上構造物の壁面の延長面から突出していないときを除き、当該屋上構造物の高さは、広告物等の高さに算入し、地上から設置する箇所までの高さには算入しないものとする。))。		メートル)以下とし、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの2分の1(商業系地域にあっては、3分の2)以下とすること(屋上構造物(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上に設けられた構造物をいう。以下同じ。)の上に設置する場合にあっては、当該屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1を超える場合で、当該屋上構造物の壁面の延長面から突出していないときを除き、当該屋上構造物の高さは、広告物等の高さに算入し、地上から設置する箇所までの高さには算入しないものとする。))。
2 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル(商業系地域にあっては、52メートル)以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示する広告物等で、次の各号のいずれにも該当するものにあつては、1枚(基)に限りこれらの高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。 (1) 屋上構造物の壁面に表示し、又は設置する広告物等 (2) 表示面の上端から下端までの長さが5メートル以下である広告物等 (3) ネオンサイン等(ネオンサイン、LEDサイン又は光ファイバーを利用するもの	2 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル(商業系地域にあっては、52メートル)以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示する広告物等で、次の各号のいずれにも該当するものにあつては、1枚(基)に限りこれらの高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。 (1) 屋上構造物の壁面に表示し、又は設置する広告物等 (2) 表示面の上端から下端までの長さが5メートル以下である広告物等 (3) ネオンサイン等(ネオンサイン、LEDサイン又は光ファイバーを利用するもの

改正後		現行	
	をいう。以下同じ。)を使用せず、かつ、光源の点滅がない広告物等 (4) 高さの限度を超えて表示し、又は設置する壁面を利用する広告物等がない場合に表示し、又は設置する広告物等		をいう。以下同じ。)を使用せず、かつ、光源の点滅がない広告物等 (4) 高さの限度を超えて表示し、又は設置する壁面を利用する広告物等がない場合に表示し、又は設置する広告物等
3 表示又は設置の場所	木造建築物の屋上(屋根、屋上構造物及びひさし、はね出し縁その他これらに類するもので建築物の外壁から突出するものを含む。以下「屋上部分」という。)には表示し、又は設置しないこと。	3 表示又は設置の場所	木造建築物の屋上(屋根、屋上構造物及びひさし、はね出し縁その他これらに類するもので建築物の外壁から突出するものを含む。以下「屋上部分」という。)には表示し、又は設置しないこと。
4 その他の表示方法	(1) 建築物の屋上部分のうち広告物等を設置する部分(以下「設置屋上部分」という。)の外端(当該設置屋上部分の下方に当該建築物の他の屋上部分が存する場合において、当該他の屋上部分(以下「下方屋上部分」という。)の外端の全部又は一部が当該設置屋上部分の外端よりも外側にあるときは、その外側にある部分の当該下方屋上部分の外端)を含む面で水平面に垂直なものから突出させないこと。 (2) 支柱又は骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること。 <u>ただし、次のいずれかに該当する広告物等については、この限りでない。</u> <u>ア その表示面が1方向のみであり、かつ、その高</u>	4 その他の表示方法	(1) 建築物の屋上部分のうち広告物等を設置する部分(以下「設置屋上部分」という。)の外端(当該設置屋上部分の下方に当該建築物の他の屋上部分が存する場合において、当該他の屋上部分(以下「下方屋上部分」という。)の外端の全部又は一部が当該設置屋上部分の外端よりも外側にあるときは、その外側にある部分の当該下方屋上部分の外端)を含む面で水平面に垂直なものから突出させないこと。 (2) 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること。 _____ _____ _____ (3) 商業系地域以外の地域にあっては、時事に関する

改正後		現行	
	<u>さが4メートル以下である広告物等</u> <u>イ その支柱が1本のみである広告物等</u> <u>ウ その支柱又は骨組みを地上から視認することができない広告物等</u> (3) 商業系地域以外の地域にあつては、時事に関する事項を表示する場合を除き、ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする。		事項を表示する場合を除き、ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする。
(2) 壁面を利用するもの		(2) 壁面を利用するもの	
区分	基準	区分	基準
1 表示面積の合計等	(1) 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積(テントを利用するもの及び表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含み、LEDサインを使用する場合にあつては、その表示面積に4を乗じて得た面積)の合計は、当該壁面の面積の5分の1(商業系地域にあつては、4分の1)以下とすること。 (2) 広告幕にあつては、長さは15メートル以下、幅は1.5メートル以下とすること。	1 表示面積の合計等	(1) 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積(テントを利用するもの及び表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含み、LEDサインを使用する場合にあつては、その表示面積に4を乗じて得た面積)の合計は、当該壁面の面積の5分の1(商業系地域にあつては、4分の1)以下とすること。 (2) 広告幕にあつては、長さは15メートル以下、幅は1.5メートル以下とすること。
2 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル(商業系地域にあつては、52メートル)以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示する広告物等で、次のいずれにも該	2 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル(商業系地域にあつては、52メートル)以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示する広告物等で、次のいずれにも該

改正後		現行	
	当するものにあつては、1枚(基)に限りこれらの高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。 (1) (1) 屋上を利用するもの第2項第2号及び第3号に掲げる広告物等 (2) 高さの限度を超えて表示し、又は設置する屋上を利用する広告物等がない場合に表示し、又は設置する広告物等		当するものにあつては、1枚(基)に限りこれらの高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。 (1) (1) 屋上を利用するもの第2項第2号及び第3号に掲げる広告物等 (2) 高さの限度を超えて表示し、又は設置する屋上を利用する広告物等がない場合に表示し、又は設置する広告物等
3 その他の表示方法	(1) 壁面の外郭線から突出させないこと。 (2) 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 (3) 意匠が同一の広告物等を1壁面に2枚(基)以上表示し、又は設置しないこと。 <u>ただし、次のいずれかに該当する場合については、この限りでない。</u> <u>ア 意匠が同一の複数の広告物等の相互間の距離を10メートル以上とする場合</u> <u>イ 意匠が同一の複数の広告物等(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示する広告物等でその表示面積が2平方メートル以下であるものに限る。)</u>を、その表示又は設置に係る建築物の出入口1箇所につき1枚(基)の割合で当該出入口の付近の壁面に表示し、	3 その他の表示方法	(1) 壁面の外郭線から突出させないこと。 (2) 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 (3) 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とすること。

改正後		現行	
	<u>又は設置する場合</u> <u>ウ 意匠が同一の複数の帯状広告物等(水平面におおむね平行に表示し、又は設置する広告物等で、そのおおむね垂直方向の幅が30センチメートル以下であるものをいう。以下同じ。)を表示し、又は設置する場合(当該帯状広告物等を2種類以上表示し、又は設置する場合を除く。)</u> <u>エ 意匠が同一の複数の管用広告物等を表示し、又は設置する場合</u>		
(3) 壁面から突出するもの		(3) 壁面から突出するもの	
区分	基準	区分	基準
1 壁面等からの突出の幅	壁面からは1.5メートル以下、道路境界線からは1メートル以下とすること。	1 壁面等からの突出の幅	壁面からは1.5メートル以下、道路境界線からは1メートル以下とすること。
2 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル(商業系地域にあっては、52メートル)以下とすること。	2 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル(商業系地域にあっては、52メートル)以下とすること。
3 広告物等の下端の道路からの高さ	4.5メートル(歩道と車道との区別がある道路(以下「歩車道区別道路」という。)の歩道上にあっては、2.5メートル)以上とすること。	3 広告物等の下端の道路からの高さ	4.5メートル(歩道と車道との区別がある道路(以下「歩車道区別道路」という。)の歩道上にあっては、2.5メートル)以上とすること。
4 表示又は設置の場所	工事現場の板塀その他これに類する仮囲い(以下「仮囲い」という。)の面に設置しないこと。	4 表示又は設置の場所	工事現場の板塀その他これに類する仮囲い(以下「仮囲い」という。)の面に設置しないこと。
5 その他の表示方法	(1) 壁面の上端を超えて突出させないこと。 (2) 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 (3) 交通信号機からの距離	5 その他の表示方法	(1) 壁面の上端を超えて突出させないこと。 (2) 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 (3) 交通信号機からの距離

改正後		現行	
	が10メートル以下である場合は、ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。		が10メートル以下である場合は、ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。
(4) 自己の敷地に固定して設置するもの		(4) 自己の敷地に固定して設置するもの	
区分	基準	区分	基準
1 表示面積	(1) 広告板にあつては、1方向の表示面の面積は20平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、5平方メートル)以下、表示面の面積の合計は40平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、10平方メートル)以下とすること。 (2) 広告塔にあつては、1方向の表示面の面積は20平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、5平方メートル)以下、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は30平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、7.5平方メートル)以下、表示面の面積の合計は60平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、15平方メートル)以下とすること。	1 表示面積	(1) 広告板にあつては、1方向の表示面の面積は20平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、5平方メートル)以下、表示面の面積の合計は40平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、10平方メートル)以下とすること。 (2) 広告塔にあつては、1方向の表示面の面積は20平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、5平方メートル)以下、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は30平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、7.5平方メートル)以下、表示面の面積の合計は60平方メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、15平方メートル)以下とすること。
2 数量	<u>2基以下とすること。ただし、次のいずれかに該当する</u> <u>広告物等(以下「小規模建植</u> <u>広告物等」という。)</u>の表示 <u>面積の合計がその設置に係</u> <u>る敷地の道路境界線の長さ</u> <u>の数値に2を乗じて得た数値</u> <u>の面積の5分の1を超えない</u>	2 数量	<u>2基以下とすること。</u>
		3 広告物等の 上端の地上 からの高さ	15メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、10メートル(交通信号機からの距離が50メートル以下である場合にあつては、5メートル))以下とすること。

改正後		現行	
	場合(当該道路境界線が2以上ある場合にあつては、小規模建植広告物等からの最短距離が最も短い道路に係る道路境界線(以下この項において「基準道路境界線」という。)ごとに、当該基準道路境界線に係る小規模建植広告物等の表示面積の合計が当該基準道路境界線の長さの数値に2を乗じて得た数値の面積の5分の1を超えない場合)においては、その設置に係る小規模建植広告物等の基数は、広告物等の基数に算入しない。 (1) その表示面積が2平方メートル以下で、かつ、その上端の地上からの高さが2メートル以下のもの (2) 管理用広告物等	4	その他の表示方法 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする。
3	広告物等の上端の地上からの高さ 15メートル(LEDサインを使用する場合にあつては、10メートル(交通信号機からの距離が50メートル以下である場合にあつては、5メートル))以下とすること。		
4	その他の表示方法 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする。		
(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの		(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの	
区分	基準	区分	基準

改正後		現行	
1 表示面積	(1) 広告板にあつては、1方向の表示面の面積は10平方メートル(道路、鉄道等の路端(以下「路端」という。)からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル)以下とし、表示面の面積の合計は20平方メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、40平方メートル)以下とすること。 (2) 広告塔にあつては、1方向の表示面の面積は10平方メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル)以下、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は15平方メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、30平方メートル)以下、表示面の面積の合計は30平方メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、60平方メートル)以下とすること。	1 表示面積	(1) 広告板にあつては、1方向の表示面の面積は10平方メートル(道路、鉄道等の路端(以下「路端」という。)からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル)以下とし、表示面の面積の合計は20平方メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、40平方メートル)以下とすること。 (2) 広告塔にあつては、1方向の表示面の面積は10平方メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、20平方メートル)以下、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は15平方メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、30平方メートル)以下、表示面の面積の合計は30平方メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、60平方メートル)以下とすること。
2 広告物等の 上端の地上 からの高さ	(1) 広告板にあつては、5メートル以下とすること。 (2) 広告塔にあつては、10メートル以下とすること。	2 広告物等の 上端の地上 からの高さ	(1) 広告板にあつては、5メートル以下とすること。 (2) 広告塔にあつては、10メートル以下とすること。
3 広告物等の 相互間の距離	5メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、100メートル)以上とすること。	3 広告物等の 相互間の距離	5メートル(路端からの距離が100メートル以上のものにあつては、100メートル)以上とすること。
4 表示又は設 置の場所	(1) 市長が指定する区域(以下「特定区域」という。)には設置しないこと。	4 表示又は設 置の場所	(1) 市長が指定する区域(以下「特定区域」という。)には設置しないこと。

改正後		現行	
	(2) 交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上とすること。		(2) 交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上とすること。
5 色彩	彩度の高い色(彩度が10以上の色をいう。以下同じ。)の色数(色相、明度及び彩度により定められている色の数をいう。以下同じ。)は、2色以下とすること。	5 色彩	彩度の高い色(彩度が10以上の色をいう。以下同じ。)の色数(色相、明度及び彩度により定められている色の数をいう。以下同じ。)は、2色以下とすること。
6 その他の表示方法	ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。	6 その他の表示方法	ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。
(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等		(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等	
区分	基準	区分	基準
1 特定区域に設置するもの	(1) 1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計) (2) 広告物等の上端の地上からの高さ (3) 広告物等の相互間の距離 (4) 表示	1 特定区域に設置するもの	(1) 1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計) (2) 広告物等の上端の地上からの高さ (3) 広告物等の相互間の距離 (4) 表示
	ア 道標にあっては、2平方メートル以下とすること。 イ 案内図板にあっては、6平方メートル以下とすること。 ウ 説明板にあっては、4平方メートル以下とすること。 エ その他のものにあつては、6平方メートル以下とすること。		ア 道標にあっては、2平方メートル以下とすること。 イ 案内図板にあっては、6平方メートル以下とすること。 ウ 説明板にあっては、4平方メートル以下とすること。 エ その他のものにあつては、6平方メートル以下とすること。
	3メートル(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合)にあっては、5メートル以下とすること。		3メートル(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合)にあっては、5メートル以下とすること。
	5メートル以上とすること。		5メートル以上とすること。
	(5) 自己の敷地外に		(5) 自己の敷地外に

改正後			現行		
	又は設置の場所	固定して設置する一般的なものの第4項第2号に掲げる基準に適合すること。		又は設置の場所	固定して設置する一般的なものの第4項第2号に掲げる基準に適合すること。
	(5) 色彩	案内図板以外のもの にあつては、次のいずれにも該当すること。 ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。		(5) 色彩	案内図板以外のもの にあつては、次のいずれにも該当すること。 ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ 地色に彩度の高い色を使用する場合は、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。
	(6) その他表示方法	ア 寄贈者名等を表示する場合は、その表示部分の面積を、当該表示部分の存する表示面の面積の5分の1以下とすること。 イ (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第6項に定める基準に適合すること。		(6) その他表示方法	ア 寄贈者名等を表示する場合は、その表示部分の面積を、当該表示部分の存する表示面の面積の5分の1以下とすること。 イ (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第6項に定める基準に適合すること。
2	特定区域以外の区域に設置するもの	(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものに定める基準に適合すること(案内図板にあつては、(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの	2	特定区域以外の区域に設置するもの	(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものに定める基準に適合すること(案内図板にあつては、(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの

改正後			現行		
		第4項及び第5項に定める基準を除く。)			第4項及び第5項に定める基準を除く。)
(7) 自己の敷地外に固定して設置する案内誘導のためのもの			(7) 自己の敷地外に固定して設置する案内誘導のためのもの		
区分		基準	区分		基準
1 特定区域に設置するもの	(1) 1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	アイに規定する場合を除き、2平方メートル以下とすること。イ 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合は、1方向の表示面の面積の合計は8平方メートル以下、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。	1 特定区域に設置するもの	(1) 1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	アイに規定する場合を除き、2平方メートル以下とすること。イ 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合は、1方向の表示面の面積の合計は8平方メートル以下、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
	(2) 横の長さ	2メートル以下とすること。		(2) 横の長さ	2メートル以下とすること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	3メートル(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合又は第1号イに規定する場合にあっては、5メートル)以下とすること。		(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	3メートル(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合又は第1号イに規定する場合にあっては、5メートル)以下とすること。
	(4) 誘導距離	案内誘導をしようとする施設等から10キロメートル以下とすること。		(4) 誘導距離	案内誘導をしようとする施設等から10キロメートル以下とすること。
	(5) 広告物等の相互間の距離	(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等第1項第3号に定める基準に適合すること。		(5) 広告物等の相互間の距離	(6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等第1項第3号に定める基準に適合すること。
	(6) 表示	(5) 自己の敷地外に		(6) 表示	(5) 自己の敷地外に

改正後			現行		
	又は設置の場所	固定して設置する一般的なものの第4項第2号に掲げる基準に適合すること。		又は設置の場所	固定して設置する一般的なものの第4項第2号に掲げる基準に適合すること。
	(7) 色彩	ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ (6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等第1項第5号イに掲げる基準に適合すること。		(7) 色彩	ア (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第5項に定める基準に適合すること。 イ (6) 自己の敷地外に固定して設置する道標、案内図板等第1項第5号イに掲げる基準に適合すること。
	(8) その他の表示方法	ア 名称、事業内容、方向、距離その他案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。 イ 方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以上とすること。 ウ (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第6項に定める基準に適合すること。 エ 第1号イに規定する場合にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。		(8) その他の表示方法	ア 名称、事業内容、方向、距離その他案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。 イ 方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以上とすること。 ウ (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第6項に定める基準に適合すること。 エ 第1号イに規定する場合にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。
2	特定区域以外の区域に設置するもの	(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものに定める基準に適合すること。	2	特定区域以外の区域に設置するもの	(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものに定める基準に適合すること。

改正後		現行	
(8) 電柱を利用するもの		(8) 電柱を利用するもの	
区分	基準	区分	基準
1 規格	(1) 突出するものにあつては、縦は1.2メートル以下、横は0.45メートル以下とすること。 (2) 巻き付けるものにあつては、縦は1.5メートル以下、1面当たりの表示面積は0.5平方メートル以下とすること。	1 規格	(1) 突出するものにあつては、縦は1.2メートル以下、横は0.45メートル以下とすること。 (2) 巻き付けるものにあつては、縦は1.5メートル以下、1面当たりの表示面積は0.5平方メートル以下とすること。
2 数量	突出するもの及び巻き付けるものの数は、それぞれ電柱1本につき1個とすること。	2 数量	突出するもの及び巻き付けるものの数は、それぞれ電柱1本につき1個とすること。
3 広告物等の下端の道路面からの高さ	(1) 突出するものにあつては、(3) 壁面から突出するものの第3項に定める基準に適合すること。 (2) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。	3 広告物等の下端の道路面からの高さ	(1) 突出するものにあつては、(3) 壁面から突出するものの第3項に定める基準に適合すること。 (2) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
4 表示又は設置の場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。	4 表示又は設置の場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
5 色彩	(1) (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第5項に定める基準に適合すること。 (2) 地色に彩度の高い色を使用しないこと。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。	5 色彩	(1) (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第5項に定める基準に適合すること。 (2) 地色に彩度の高い色を使用しないこと。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。
6 その他の表示方法	突出するものにあつては、次のいずれにも(広告物等を設置する電柱が歩車道区別道路以外の場所に存する場合は、第1号に限る。)該当すること。 (1) 電柱から垂直に0.15メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けるもので	6 その他の表示方法	突出するものにあつては、次のいずれにも(広告物等を設置する電柱が歩車道区別道路以外の場所に存する場合は、第1号に限る。)該当すること。 (1) 電柱から垂直に0.15メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けるもので

改正後		現行	
	あること。 (2) 次に掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める基準に適合すること。 ア 歩車道区別道路におけるその歩道とその車道との境界線(以下この号において「歩車道境界線」という。)から当該歩道側に水平距離0.5メートル後退した線(以下この号において「後退線」という。)より当該歩道側に電柱(支柱等を除く。以下この項において同じ。)の全部が設置されている場合 当該後退線を含む面で水平面に垂直なものを越えないこと。 イ 歩車道区別道路の車道の部分に電柱の全部又は一部が設置されている場合 当該歩車道区別道路の歩道側に向けて設置すること。 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 歩車道境界線からその歩道側に当該歩車道境界線と電柱との最短距離後退した線を含む面で水平面に垂直なものを越えないこと。		あること。 (2) 次に掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める基準に適合すること。 ア 歩車道区別道路におけるその歩道とその車道との境界線(以下この号において「歩車道境界線」という。)から当該歩道側に水平距離0.5メートル後退した線(以下この号において「後退線」という。)より当該歩道側に電柱(支柱等を除く。以下この項において同じ。)の全部が設置されている場合 当該後退線を含む面で水平面に垂直なものを越えないこと。 イ 歩車道区別道路の車道の部分に電柱の全部又は一部が設置されている場合 当該歩車道区別道路の歩道側に向けて設置すること。 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 歩車道境界線からその歩道側に当該歩車道境界線と電柱との最短距離後退した線を含む面で水平面に垂直なものを越えないこと。
(9) 街灯を利用するもの		(9) 街灯を利用するもの	
区分	基準	区分	基準
1 表示目的	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するためのものとする。	1 表示目的	商店街、自治会等が商店街名、町名等 _____を表示するためのものとする。
2 1方向の表示面の	1平方メートル以下とすること。	2 1方向の表示面の	0.2平方メートル以下とすること。

改正後		現行	
面積		面積	
3 数量	突出するものの数は、街灯1本につき <u>2個以下</u> とすること。	3 数量	突出するものの数は、街灯1本につき <u>1個</u> とすること。
4 広告物等の下端の道路面からの高さ	(3) 壁面から突出するものの第3項に定める基準に適合すること。	4 広告物等の下端の道路面からの高さ	(3) 壁面から突出するものの第3項に定める基準に適合すること。
5 表示又は設置の場所	(8) 電柱を利用するものの第4項に定める基準に適合すること。	5 表示又は設置の場所	(8) 電柱を利用するものの第4項に定める基準に適合すること。
6 色彩	(8) 電柱を利用するものの第5項各号に掲げる基準に適合すること。	6 色彩	(8) 電柱を利用するものの第5項各号に掲げる基準に適合すること。
7 その他の表示方法	(1) <u>同一の敷地内</u> に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。 (2) 厚さ0.15メートル以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること。	7 その他の表示方法	(1) <u>同一商店街</u> に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。 (2) 厚さ0.15メートル以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること。
(10) バス停留所の標識を利用するもの		(10) バス停留所の標識を利用するもの	
区分	基準	区分	基準
1 1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の3分の1以下とすること。	1 1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の3分の1以下とすること。
2 数量	1個とすること。	2 数量	1個とすること。
3 色彩	(8) 電柱を利用するものの第5項各号に掲げる基準に適合すること。	3 色彩	(8) 電柱を利用するものの第5項各号に掲げる基準に適合すること。
4 その他の表示方法	車両の進行経路から視認することができない面に表示すること。	4 その他の表示方法	車両の進行経路から視認することができない面に表示すること。
(11) 消火栓の標識を利用するもの		(11) 消火栓の標識を利用するもの	
区分	基準	区分	基準
1 規格	縦は0.4メートル以下、横は0.8メートル以下とすること。	1 規格	縦は0.4メートル以下、横は0.8メートル以下とすること。
2 数量	突出するものの数は、標識1本につき1個とすること。	2 数量	突出するものの数は、標識1本につき1個とすること。
3 広告物等	(3) 壁面から突出するもの	3 広告物等	(3) 壁面から突出するもの

改正後		現行	
の下端の道路面からの高さ	第3項に定める基準に適合すること。	の下端の道路面からの高さ	第3項に定める基準に適合すること。
4 表示又は設置の場所	(8) 電柱を利用するもの第4項に定める基準に適合すること。	4 表示又は設置の場所	(8) 電柱を利用するもの第4項に定める基準に適合すること。
5 色彩	(8) 電柱を利用するもの第5項各号に掲げる基準に適合すること。	5 色彩	(8) 電柱を利用するもの第5項各号に掲げる基準に適合すること。
(12) アーチを利用するもの		(12) アーチを利用するもの	
区分	基準	区分	基準
1 表示目的	(9) 街灯を利用するもの第1項に定める基準に適合すること。	1 表示目的	(9) 街灯を利用するもの第1項に定める基準に適合すること。
2 広告物等の下端の道路面からの高さ	(3) 壁面から突出するもの第3項に定める基準に適合すること。	2 広告物等の下端の道路面からの高さ	(3) 壁面から突出するもの第3項に定める基準に適合すること。
3 その他の表示方法	(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第6項に定める基準に適合すること。	3 その他の表示方法	(5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの第6項に定める基準に適合すること。
(13) アーケードを利用するもの(一時的に表示し、又は設置するものを除く。)		(13) アーケードを利用するもの(一時的に表示し、又は設置するものを除く。)	
区分	基準	区分	基準
1 1方向の表示面の面積	0.5平方メートル以下とすること。	1 1方向の表示面の面積	0.5平方メートル以下とすること。
2 数量	広告物等を表示し、又は設置しようとする者1人につき1個とすること。	2 数量	広告物等を表示し、又は設置しようとする者1人につき1個とすること。
3 広告物等の下端の道路面からの高さ	(3) 壁面から突出するもの第3項に定める基準に適合すること。	3 広告物等の下端の道路面からの高さ	(3) 壁面から突出するもの第3項に定める基準に適合すること。
4 その他の表示方法	(1) 同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。 (2) 照明を伴うものとするこ	4 その他の表示方法	(1) 同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。 (2) 照明を伴うものとするこ

改正後		現行	
	と。 (3) (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第6項に定める基準に適合すること。		と。 (3) (5) 自己の敷地外に固定して設置する一般的なものの第6項に定める基準に適合すること。
(14) 自動車に表示するもの		(14) 自動車に表示するもの	
区分	基準	区分	基準
1 色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする	1 色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
2 表示面積	側部にあつては1側部につき3平方メートル以下、後部にあつては1平方メートル以下とすること。ただし、印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示する場合は、この限りでない。	2 表示面積	側部にあつては1側部につき3平方メートル以下、後部にあつては1平方メートル以下とすること。ただし、印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示する場合は、この限りでない。
3 その他の表示方法	前部には表示しないこと。	3 その他の表示方法	前部には表示しないこと。
(15) 垣又は塀を利用するもの		(15) 垣又は塀を利用するもの	
区分	基準	区分	基準
1 表示面積の合計	広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の面積の4分の1以下とすること。	1 表示面積の合計	広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の面積の4分の1以下とすること。
2 数量	1面当たり2個以下とすること。	2 数量	1面当たり2個以下とすること。
3 その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。	3 その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
(16) 広告幕((2) 壁面を利用するもの及び(15) 垣又は塀を利用するものを除く。)		(16) 広告幕((2) 壁面を利用するもの及び(15) 垣又は塀を利用するものを除く。)	
区分	基準	区分	基準
広告物等の下端の道路面からの高さ	横断幕にあつては、4.5メートル以上とすること。	広告物等の下端の道路面からの高さ	横断幕にあつては、4.5メートル以上とすること。
(17) アドバルーン		(17) アドバルーン	

改正後		現行	
区分	基準	区分	基準
規格等	幅が1.5メートル以下、高さが15メートル以下の網に布片等で表示し、かつ、主綱に十分緊結すること。	規格等	幅が1.5メートル以下、高さが15メートル以下の網に布片等で表示し、かつ、主綱に十分緊結すること。
(18) 広告旗		(18) 広告旗	
区分	基準	区分	基準
1 表示面積	2平方メートル以下とすること。	1 表示面積	2平方メートル以下とすること。
2 広告物等の相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合は、5メートル以上とすること。	2 広告物等の相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合は、5メートル以上とすること。
(19) 置看板		(19) 置看板	
区分	基準	区分	基準
1 商業系地域以外の地域に設置するもの	(1) 1方向の表示面の面積	1 商業系地域以外の地域に設置するもの	(1) 1方向の表示面の面積
	(2) 広告物等の上端の地上からの高さ		(2) 広告物等の上端の地上からの高さ
	(3) 表示又は設置の場所		(3) 表示又は設置の場所
2 商業系地域に設置するもの	道路上に設置しないこと。	2 商業系地域に設置するもの	道路上に設置しないこと。
備考		備考	
1 (2) 壁面を利用するものの「壁面」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 建築物の壁面 (2) 仮囲いの面 (3) 恒常的に設置するのぼり		1 (2) 壁面を利用するものの「壁面」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 建築物の壁面 (2) 仮囲いの面 (3) 恒常的に設置するのぼり	
2 (3) 壁面から突出するものの「壁面」とは、1 (1)に該当するものをいう。		2 (3) 壁面から突出するものの「壁面」とは、1 (1)に該当するものをいう。	

改正後		現行																															
3　バス停留所の上屋の側面を利用する広告物は、土地に固定して設置する広告板とする。		3　バス停留所の上屋の側面を利用する広告物は、土地に固定して設置する広告板とする。																															
別表第2		別表第2																															
<table><tr><th>広告物</th><th>期間</th></tr><tr><td>看板によるもの、広告板によるもの、 広告塔によるもの、アーチを利用するものその他これらに類するもの</td><td>3年</td></tr><tr><td>電柱を利用するもの、街灯を利用するもの、バス停留所又は消火栓の標識を利用するもの、アーケードを利用するもの、自動車に表示するもの、テントを利用するものその他これらに類するもの</td><td>1年</td></tr><tr><td>貼り紙、貼り札、広告幕、アドバルーン、 広告旗、立看板その他これらに類するもの</td><td>1月</td></tr></table>		広告物	期間	看板によるもの、広告板によるもの、 広告塔によるもの、アーチを利用するものその他これらに類するもの	3年	電柱を利用するもの、街灯を利用するもの、バス停留所又は消火栓の標識を利用するもの、アーケードを利用するもの、自動車に表示するもの、テントを利用するものその他これらに類するもの	1年	貼り紙、貼り札、広告幕、アドバルーン、 広告旗、立看板その他これらに類するもの	1月	<table><tr><th>広告物</th><th>期間</th></tr><tr><td>看板によるもの、広告板によるもの、 広告塔によるもの、アーチを利用するものその他これらに類するもの</td><td>2年</td></tr><tr><td>電柱を利用するもの、街灯を利用するもの、バス停留所又は消火栓の標識を利用するもの、アーケードを利用するもの、自動車に表示するもの、テントを利用するものその他これらに類するもの</td><td>1年</td></tr><tr><td>はり紙、はり札、広告幕、アドバルーン、 広告旗、立看板その他これらに類するもの</td><td>1月</td></tr></table>		広告物	期間	看板によるもの、広告板によるもの、 広告塔によるもの、アーチを利用するものその他これらに類するもの	2年	電柱を利用するもの、街灯を利用するもの、バス停留所又は消火栓の標識を利用するもの、アーケードを利用するもの、自動車に表示するもの、テントを利用するものその他これらに類するもの	1年	はり紙、はり札、広告幕、アドバルーン、 広告旗、立看板その他これらに類するもの	1月														
広告物	期間																																
看板によるもの、広告板によるもの、 広告塔によるもの、アーチを利用するものその他これらに類するもの	3年																																
電柱を利用するもの、街灯を利用するもの、バス停留所又は消火栓の標識を利用するもの、アーケードを利用するもの、自動車に表示するもの、テントを利用するものその他これらに類するもの	1年																																
貼り紙、貼り札、広告幕、アドバルーン、 広告旗、立看板その他これらに類するもの	1月																																
広告物	期間																																
看板によるもの、広告板によるもの、 広告塔によるもの、アーチを利用するものその他これらに類するもの	2年																																
電柱を利用するもの、街灯を利用するもの、バス停留所又は消火栓の標識を利用するもの、アーケードを利用するもの、自動車に表示するもの、テントを利用するものその他これらに類するもの	1年																																
はり紙、はり札、広告幕、アドバルーン、 広告旗、立看板その他これらに類するもの	1月																																
備考　この表において、「広告幕」のうち恒常的に表示され、又は設置されるものは「広告板によるもの」と、「広告旗」のうち恒常的に表示され、又は設置されるものは「看板によるもの」とみなす。		備考　この表において、「広告幕」のうち恒常的に表示され、又は設置されるものは「広告板によるもの」と、「広告旗」のうち恒常的に表示され、又は設置されるものは「看板によるもの」とみなす。																															
別表第8		別表第8																															
<table><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>基準</th></tr><tr><td rowspan="10">1 第1 種 禁 止 地 域 等</td><td rowspan="10">(1)　表 示面積 の合計</td><td>1事業所等につき、10平方メートル(同一の敷地内において条例第18条第3項第6号に掲げる広告物等で同項の許可を受けたもの(以下この表において「登録団体表示等広告物等」という。))を表示し、又は設置している場合にあつては、10平方メートルからその表示又は設置に係る全ての登録団体表示等広告物等の表示面積の合計を控除した面積(以下この号において「基準面積」という。))以下とするこ</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>		種別	区分	基準	1 第1 種 禁 止 地 域 等	(1)　表 示面積 の合計	1事業所等につき、10平方メートル(同一の敷地内において条例第18条第3項第6号に掲げる広告物等で同項の許可を受けたもの(以下この表において「登録団体表示等広告物等」という。))を表示し、又は設置している場合にあつては、10平方メートルからその表示又は設置に係る全ての登録団体表示等広告物等の表示面積の合計を控除した面積(以下この号において「基準面積」という。))以下とするこ										<table><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>基準</th></tr><tr><td rowspan="10">1 第1 種 禁 止 地 域 等</td><td rowspan="10">(1)　表 示面積 の合計</td><td>1事業所等につき 10平方メートル</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>		種別	区分	基準	1 第1 種 禁 止 地 域 等	(1)　表 示面積 の合計	1事業所等につき 10平方メートル									
種別	区分	基準																															
1 第1 種 禁 止 地 域 等	(1)　表 示面積 の合計	1事業所等につき、10平方メートル(同一の敷地内において条例第18条第3項第6号に掲げる広告物等で同項の許可を受けたもの(以下この表において「登録団体表示等広告物等」という。))を表示し、又は設置している場合にあつては、10平方メートルからその表示又は設置に係る全ての登録団体表示等広告物等の表示面積の合計を控除した面積(以下この号において「基準面積」という。))以下とするこ																															
種別	区分	基準																															
1 第1 種 禁 止 地 域 等	(1)　表 示面積 の合計	1事業所等につき 10平方メートル																															
		以下とするこ																															

改正後			現行		
		と。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、5平方メートル(登録団体表示等広告物等を表示し、又は設置している場合にあつては、基準面積の2分の1)以下とすること。			と。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、5平方メートル以下 と すること。
	(2) 数量	3枚(基、個)(同一の敷地内において登録団体表示等広告物等を表示し、又は設置している場合にあつては、3枚(基、個)からその表示又は設置に係る全ての登録団体表示等広告物等の数量の合計を控除した数量)以下とすること。	(2) 数量	別表第5第1項第2号に定める基準に適合する こと。	
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第1項第3号に定める基準に適合すること。	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第1項第3号に定める基準に適合すること。	
	(4) 表示又は設置の場所	別表第5第1項第4号に定める基準に適合すること。	(4) 表示又は設置の場所	別表第5第1項第4号に定める基準に適合すること。	
	(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。	(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。	
	(6) その他の表示方法	別表第5第1項第6号に定める基準に適合すること。	(6) その他の表示方法	別表第5第1項第6号に定める基準に適合すること。	
2 第 2 種 禁 止 地	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、20平方メートル(同一の敷地内において登録団体表示等広告物等を表示し、又は設置している場合にあつては、20平方メートルからその表示又は設置に係る全ての登録団体表示等広告	2 第 2 種 禁 止 地	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき 20平方メートル

改正後			現行		
域等		物等の表示面積の合計を控除した面積(以下この号において「基準面積」という。))以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、10平方メートル(登録団体表示等広告物等を表示し、又は設置している場合にあっては、基準面積の2分の1)以下とすること。	域等		以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、10平方メートル以下
	(2) 数量	4枚(基、個)(同一の敷地内において登録団体表示等広告物等を表示し、又は設置している場合にあっては、4枚(基、個)からその表示又は設置に係る全ての登録団体表示等広告物等の数量の合計を控除した数量)以下とすること。	(2) 数量	4枚(基、個)	以下とすること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第2項第3号に定める基準に適合すること。	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第2項第3号に定める基準に適合すること。	
	(4) 表示又は設置の場所	別表第5第2項第4号に定める基準に適合すること。	(4) 表示又は設置の場所	別表第5第2項第4号に定める基準に適合すること。	
	(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。	(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。	
	(6) その他の表示方法	別表第5第2項第6号に定める基準に適合すること。	(6) その他の表示方法	別表第5第2項第6号に定める基準に適合すること。	
3 第 3 種	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、30平方メートル(同一の敷地内において登録団体表示等広告物等を表示し、又は設置している場	3 第 3 種	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、30平方メートル

改正後			現行		
禁 止 地 域 等		合にあっては、30平方メートルからその表示又は設置に係る全ての登録団体表示等広告物等の表示面積の合計を控除した面積(以下この号において「基準面積」という。))以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、15平方メートル(登録団体表示等広告物等を表示し、又は設置している場合にあっては、基準面積の2分の1)以下とすること。	禁 止 地 域 等		以下とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、15平方メートル以下
	(2) 数量	5枚(基、個)(同一の敷地内において登録団体表示等広告物等を表示し、又は設置している場合にあっては、5枚(基、個)からその表示又は設置に係る登録団体表示等広告物等の数量の合計を控除した数量)以下とすること。			
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第3項第3号に定める基準に適合すること。			
	(4) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。		(4) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。
(5) その他の表示方法	別表第5第3項第5号に定める基準に適合すること。	(5) その他の表示方法	別表第5第3項第5号に定める基準に適合すること。		
別表第11					
種別	区分	基準			
1 第	(1) 表示	1事業所等につき、10平方メートル(同一の敷地内において条例第18条第3項			
1 種	面積の				
禁	合計				

改正後			現行
<u>止</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>等</u>		第1号に掲げる広告物等で同項の許可を受けたもの(以下この表において「許可自家用広告物等」という。)を表示し、又は設置している場合にあつては、10平方メートルからその表示又は設置に係る全ての許可自家用広告物等の表示面積の合計を控除した面積)以下とすること。	
	(2) 数量	3枚(基、個)(同一の敷地内において許可自家用広告物等を表示し、又は設置している場合にあつては、3枚(基、個)からその表示又は設置に係る全ての許可自家用広告物等の数量の合計を控除した数量)以下とすること。	
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第1項第3号に定める基準に適合すること。	
	(4) 表示又は設置の場所	別表第5第1項第4号に定める基準に適合すること。	
	(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。	
	(6) その他の表示方法	別表第5第1項第6号に定める基準に適合すること。	
	2 第(1) 表示	1事業所等につき、20平方メートル(同一の敷地内において許可自家用広告物等を表示し、又は設置し	
	2 種面積の合計		
<u>止</u>			

改正後			現行
地 域 等		ている場合にあつては、20平方メートルからその表示又は設置に係る全ての許可自家用広告物等の表示面積の合計を控除した面積)以下とすること。	
	(2) 数量	4枚(基、個)(同一の敷地内において許可自家用広告物等を表示し、又は設置している場合にあつては、4枚(基、個)からその表示又は設置に係る全ての許可自家用広告物等の数量の合計を控除した数量)以下とすること。	
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第5第2項第3号に定める基準に適合すること。	
	(4) 表示又は設置の場所	別表第5第2項第4号に定める基準に適合すること。	
	(5) 色彩	別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。	
	(6) その他の表示方法	別表第5第2項第6号に定める基準に適合すること。	
	3 第(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、30平方メートル(同一の敷地内において許可自家用広告物等を表示し、又は設置している場合にあつては、30平方メートルからその表示又は設置に係る全ての許可自家用広告物等の表示面積の合計を控除した	
	3 種 禁 止 地 域 等		

改正後			現行
		<u>面積)以下とすること。</u>	
(2) 数量		5枚(基、個)(同一敷地内において許可自家用広告物等を表示し、又は設置している場合にあっては、5枚(基、個)からその表示又は設置に係る全ての許可自家用広告物等の数量の合計を控除した数量)以下とすること。	
(3) 広告物等の上端の地上からの高さ		別表第5第3項第3号に定める基準に適合すること。	
(4) 色彩		別表第5第1項第5号に定める基準に適合すること。	
(5) その他 の表示方法		別表第5第3項第5号に定める基準に適合すること。	
別表第12 (略)			別表第11 (略)
別表第13 (略)			別表第12 (略)